

## 印西クリーンセンター次期中間処理施設の候補地公募について（案）

印西市、白井市、栄町で構成する印西地区環境整備事業組合では、昭和 61 年に稼働開始した印西クリーンセンターの老朽化に伴い、次期中間処理施設（ごみ焼却施設およびリサイクルセンター）の整備事業を進めています。

新しい施設の建設候補地には、住民の皆さまの意見を反映させ、積極的な情報公開を行うなどの透明性と公平性が強く求められていることから、公募による住民と学識経験者で構成される「次期中間処理施設整備事業用地検討委員会」を設置して、次期中間処理施設に適した建設候補地を比較評価及び選定する作業を進めています。

この度、次期中間処理施設整備事業用地検討委員会では、住民の皆さまに具体的な候補地について公募を行うことといたしました。次期中間処理施設の整備は、印西市、白井市及び栄町にとって重要かつ喫緊の課題であることをご理解の上、募集にご協力くださいますようお願いいたします。

### 1) 施設整備基本方針

施設整備の基本方針は以下のとおりです。また、次期施設の整備を進めるに際しては、情報公開と住民参加を図りつつ進めます。また、具体的な施設の内容は、建設予定地が決定した後、用地の特性を考慮して計画します。

#### (1) 市町村の一般廃棄物処理システムを通じた 3 R 推進

廃棄物を最大限循環活用できる施設とし、加えて地域特性と最新技術を導入した環境負荷の低減及び環境教育等・福祉等の向上にも効果がある施設を整備します。

#### (2) 地域住民等の理解と協力の確保

情報発信拠点の役割を兼ねる施設とし、環境に関する情報の他、地域住民や事業者の理解と協力を得られる情報を提供する施設を整備します。

#### (3) 広域長期的な視野に立って廃棄物処理システムの改善

30 年間の安全稼働・安定処理を見据え、最適な施設整備と維持管理方法を調査研究していきます。

#### (4) 地球温暖化防止及び省エネルギー・創エネルギーへの取り組みにも配慮した廃棄物処理施設の整備

ごみの持つエネルギーを最大限有効に活用できる施設とし、地域特性に応じて高効率な発電や地域と連携した熱供給などによる地域還元に取り組みます。

#### (5) 災害対策の強化

大規模災害時にも稼働を確保しその役割を継続できる強固な施設とし、災害廃棄物の処理を考慮した一定程度の余裕をもった能力、ストックヤードの整備、大規模災害時における被災者の避難収容を可能にする等などによる防災拠点化を目指します。

## (6) 施設整備事業の経済性確保と契約の適正化

書式変更：箇条書きと段落番号

組合の財政負担の軽減とを図るため施設整備の事業の内容精査と、透明性と競争性に優れた契約方式を導入します。

### 2) 整備する施設の概要

#### (1) 中間処理施設の種類

高効率ごみ発電施設としてのごみ焼却施設及びリサイクルセンターとします。

#### (2) ごみ焼却施設の規模（見込み）

ごみ焼却施設の処理規模は、平成25年度時点の印西地区の今後のごみ量予測より、24時間連続運転を行い、166t/日±10%を見込んでいます。

#### (3) 公害防止に係ること

現 印西クリーンセンターにおける公害防止基準以上に対応できる設備を備えたものとし、施設整備時の直近の先進施設事例を十分に参考とした環境影響抑制効果のあるものとします。

#### (4) 施設概要

- ・ごみ焼却施設（可燃ごみの受け入れ設備、燃焼設備、排ガス処理設備、熱回収設備、排水処理設備、灰出し設備、発電設備、計装設備、通風設備運転制御室等）
- ・リサイクルセンター（不燃ごみや粗大ごみの受け入れ設備、破碎・選別処理、貯留設備、運転制御室等）
- ・管理プラザ（管理及び環境に関する学習や啓発を行うプラザ）

~~※現在の温水センターのような余熱利用施設・還元施設は現段階では含みません。~~

※地域振興事業については、建設予定地決定後に地元住民との対話の中で調整してまいります。

### 3) 募集要領

#### (1) 応募条件

- ①土地所有者が応募する場合、候補地が属する自治会・町内会の同意は必要ありません。ただし、土地が複数の所有者にまたがる場合は、所有者全員の連名により行ってください。
- ②自治会・町内会が応募する場合、土地所有者の同意が得られていることとし、同会の長が代表として応募してください。なお、土地が複数の自治会・町内会にまたがる場合、全自治会・町内会の長の連名により応募してください。
- ③事業者が応募する場合、事業の代表権のある方が応募してください。

## (2) 用地条件

印西市、白井市、栄町の区域内で、以下の条件に適合していることとします。

- ① 2.5ha～3ha(25,000m<sup>2</sup>～30,000m<sup>2</sup>)程度の敷地が確保できること。(ただし、土地形状がいびつで清掃工場の建設・運営に著しく不適又は困難な場合は、応募後に除外されることがあります。)
- ② 洪水冠水地域(市町の洪水ハザードマップにおいて注意喚起がされている地域)に指定されている土地(土地の一部が含まれる場合を含む)は、応募できません。
- ③ 県立印旛手賀自然公園に指定されている土地は応募できません。
- ④ 活断層を含む土地、大規模な不法投棄や土壌汚染がある土地及びアクセス道路の確保が極めて困難であるなど、清掃工場の建設・運営に著しく不適又は困難な土地は応募できません。(これらが応募後に判明した場合は除外されます。)
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律で規定する暴力団及び暴力団員等が所有する土地は応募できません。(これらが応募後に判明した場合は除外されます。)

## (3) 募集期間

平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日(3ヶ月程度を想定)

## (4) 応募書類

応募申込書(応募の意志をお伝えいただいた時にお渡しします)

候補地位置図

## (5) 説明会

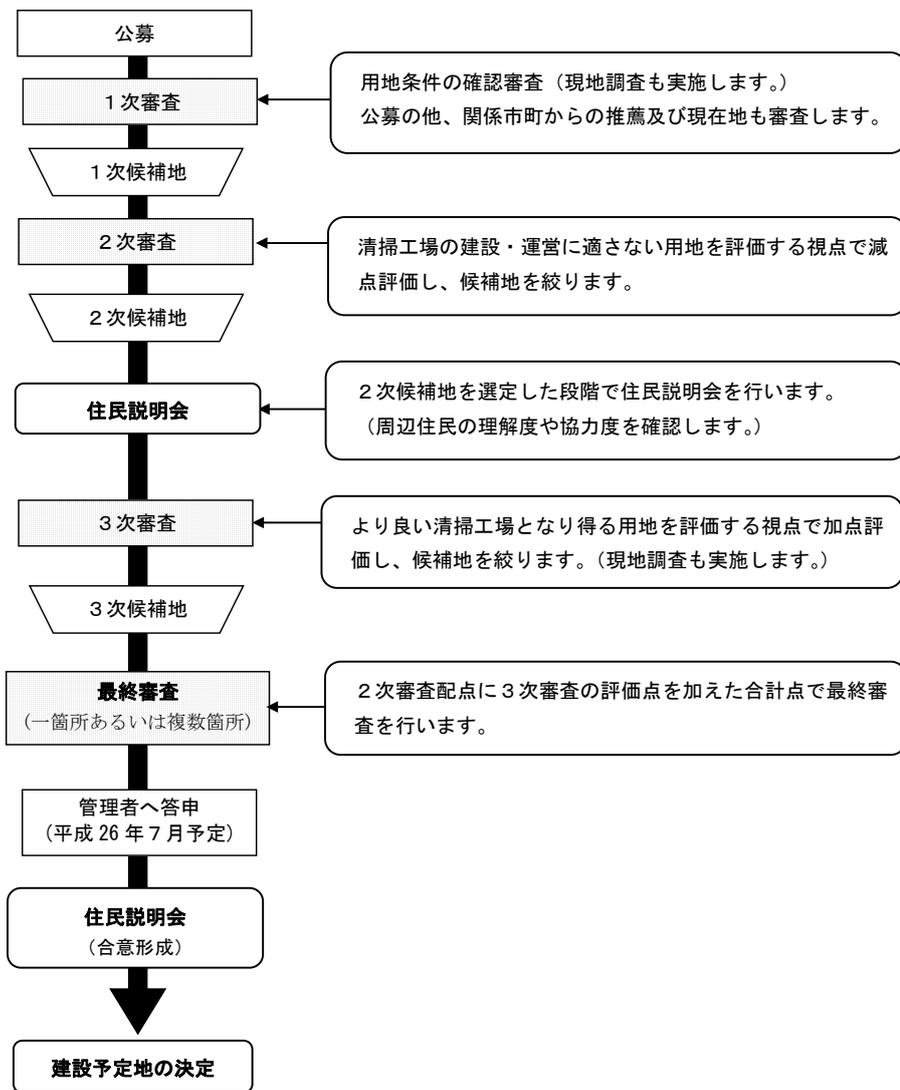
応募の検討にあたり、説明等の希望がありましたら、ご連絡をいただければ、必要な対応をいたします。

## (6) その他

応募された候補地については、評価・選定する際に必要な情報は公開します。ただし応募者の住所・氏名(自治会・町内会名、事業者名を含む)は公表しません。

#### 4) 建設候補地の比較評価及び選定の流れ

今回ご応募いただいた候補地については、3段階で審査し比較評価・選定します。なお、選定の経過については、審査結果の各段階で公表します。



※審査は、次期中間処理施設整備事業用地検討委員会で行います。

※1次審査をパスした用地は1次候補地と位置づけます。

(1次審査⇒パス⇒1次候補地)

## 5) 評価・選定基準の概要

評価・選定に用いる基準の概要は以下に示すとおりです。候補地の選定については、「用地条件の確認」や「評価基準」により選定します。

### 1次審査：用地条件の確認

※募集条件の全てを満たしている候補地は2次審査に進みます。

面積要件、洪水冠水地域を除外、県立印旛・手賀自然公園を除外

その他 ①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律で規定する暴力団及び暴力団員等が所有する土地であることが判明した場合は除外。(2次審査以降もこれらが判明した場合は除外します。)

②土地形状がいびつ、活断層を含む土地、大規模な不法投棄や土壌汚染がある土地及びアクセス道路の確保が極めて困難であるなど、清掃工場の建設・運営に著しく不適又は困難な場合は除外。(2次審査以降もこれらが判明した場合は除外します。)

### 2次審査：100点から減点評価（清掃工場の建設・運営に適さない用地を評価する視点）

※配点100点のうち、60点以上残った候補地は3次審査に進みます。

法規制	0～30点
社会的影響	0～30点
環境保全	0～25点
安全性	0～15点

### 3次審査：100点までの加点評価（より良い清掃工場となり得る用地を評価する視点）

※2次審査で残った配点に3次審査の評価点を加えた合計点で最終審査を行います。

住民合意形成	0～45点
経済性	0～40点
地域社会貢献	0～15点

## 6) 問い合わせ・提出先

印西地区環境整備事業組合 〒270-1352 千葉県印西市大塚一丁目1番地1

TEL. 0476-46-2734（次期中間処理施設用地担当） FAX. 0476-47-1765